

岡崎市
パートナーシップ・ファミリーシップ制度
ご利用の手引き



目 次

| | | |
|---|--------------------------|-----|
| 1 | はじめに | … 1 |
| 2 | 岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは | … 1 |
| 3 | 届出をすることができる方 | … 1 |
| 4 | 届出の流れ | … 3 |
| 5 | 交付書類 | … 6 |
| 6 | 受理証明書等の再交付・返還 | … 8 |
| 7 | 自治体間連携について | … 9 |
| 8 | よくある質問 | … 9 |

1 はじめに

岡崎市では、第7次岡崎市総合計画（令和3（2021）年～令和12（2030）年）において、多様な主体が協働・活躍できる地域共生社会の実現による安全安心なまちを目指しています。また、第5次男女共同参画基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）において、多様性を尊重し安心して暮らせる地域社会をつくることを基本目標として掲げています。

また、多様な性、多様な個性、多様な生き方など、人間の在り方は様々です。岡崎市は、令和2（2020）年に「SDGs未来都市」に選定されており、SDGsの考え方を活用した誰ひとり取り残さないまちづくりが求められています。

この制度の導入により、様々な事情から法律婚を選択できない人々が社会的承認を得られ、生きづらさが少しでも緩和されることにより、「多様な主体が協働・活躍できる社会」の実現を目指します。

2 岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係にあることを市に届け出た場合、受理証明書等を交付する制度です。

なお、お二人のほかに、家族として暮らしている子どもがいる場合は、その子どもを含む家族の関係性の届出に対しても、同様に証明書等を交付することができます。

この制度による法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）は生じませんが、各種行政サービスの適用拡大や事業所・関係団体との連携により、制度の浸透に努め、すべての人の個性や人権が尊重されるまちづくりに取り組めます。

3 届出をすることができる方

パートナーシップ・ファミリーシップの届出をするには、お二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

① 成年に達していること

満18歳以上であること。

② パートナーシップにあること

届出をしようとするお二人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係にあること。

③ 一方又は双方の住所が本市にあること

1か月以内に本市への転入を予定している場合も含まれます。

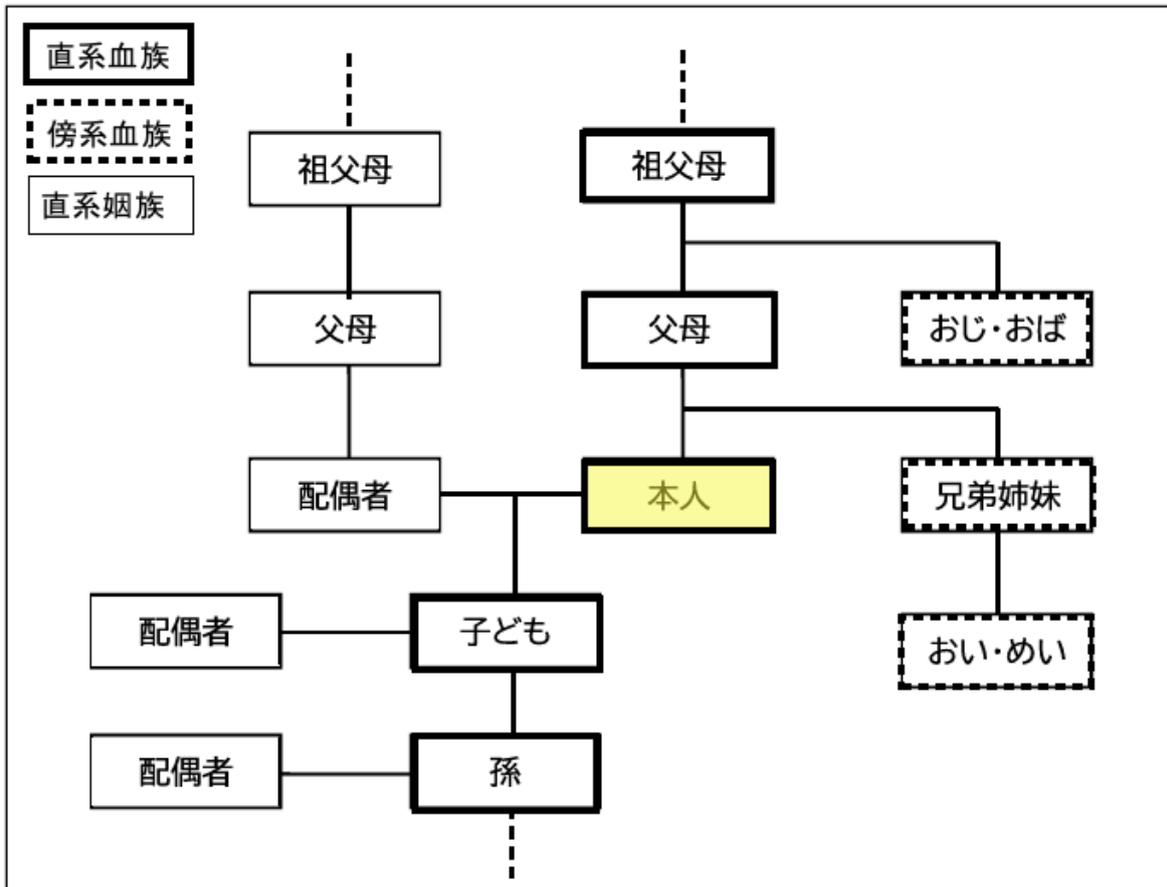
④ 現に婚姻をしていないこと及び双方以外の者とパートナーシップにないこと
事実婚の方も対象です。

⑤ 届出しようとする方同士が近親者でないこと

民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない関係にないこと。

ただし、届出しようとするお二人が養子縁組をしている、又は養子縁組をしていた場合は届出できます。

【パートナーシップであることの届出をすることができない近親者の範囲】



⑥ 取消しを受けたことがないこと

偽りその他不正の手段により、受理証明書等の交付を受けた、又は受理証明書等を改ざんし、又は不正に使用したことにより受理証明書を取り消されたことがないこと。

4 届出の流れ

① 届出日の事前予約（届出希望日の7日前まで）

届出希望日の7日前までに、電話、FAX又はメールで多様性社会推進課へ予約をしてください。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。

【予約の際にご連絡いただきたいこと】

- ・お二人の氏名（ふりがな）、生年月日及び住所地
※通称名で届出する場合はその通称名もご連絡ください。
※外国籍の人は国籍もご連絡ください。
- ・電話番号・メールアドレス（代表者のみ）
- ・届出希望日時
※届出できる日時は平日の午前8時30分から午後5時15分まで（年末年始の閉庁日は除く）です。
- ・個室対応の希望

【予約先】 社会文化部 多様性社会推進課
TEL : 0564-23-6222
FAX : 0564-23-6626
Email : tayosei@city.okazaki.lg.jp

② 事前に用意するもの（必要書類）

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ届・継続届（様式第1号）

届出時に記載していただくことも可能ですが、事前に記載していただけると届出がスムーズになります。

- ・届出書の用紙は岡崎市役所多様性社会推進課に用意してあります。ホームページからもダウンロードすることができます。
- ・戸籍上の氏名だけでなく、通称で届出することもできます。ただし、社会生活の中で日常的に使用しているものに限りです。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・届出日から3か月以内に発行されたものに限りです。
- ・個人番号（マイナンバー）の表示は不要です。
- ・本人確認書類で岡崎市在住であることが確認できる場合は、住民票の写し又は住民記載事項証明書の提出を省略できます。

【転入予定の方】

- ・ 転入前の自治体で発行された転出証明書の写し、賃貸契約書の写し等、転入予定日及び転入予定住所がわかる書類を提出してください。
- ・ 不動産契約手続中などの事情により、上記の書類が揃わない場合はご相談ください。
- ・ 後日（原則転入日から14日以内）に岡崎市への転入を確認するため、住民票の写し等をご提出いただきます。ただし、本人確認書類で転入後の住所が確認できる場合は、住民票の写し又は住民記載事項証明書の提出を省略できます。

(3) 独身であることを証明する書類

- ・ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等
※一人1通の提出をお願いします。
- ・ 外国籍の方の場合は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書（独身証明書）等に日本語訳を添えて提出してください。
- ・ 届出日から3か月以内に発行されたものに限ります。

(4) 本人確認ができるもの（いずれも有効期限内のものに限ります）

顔写真付きのものは1つ、顔写真無しの場合は2つ提示してください。

| 1つ提示（顔写真付き） | 2つ提示（顔写真無し） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 運転免許証・ マイナンバー（個人番号）カード・ 旅券（パスポート）・ 身体障がい者手帳・ 在留カード・ その他、官公署が発行したものなど | <ul style="list-style-type: none">・ 国民健康保険・健康保険・船員保険介護保険の被保険者証・ 共済組合員証・ 国民年金手帳、年金証書・ 住民基本台帳カード（顔写真なし）・ その他、官公署が発行したものなど |

(5) 通称を使用していることが確認できる書類

届出の際に戸籍上の氏名ではなく、通称使用を希望される方は、社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる（通称が記載されたもの）書類を2部提出してください。

| 通称が確認できる書類（例） |
|--|
| 各種郵便物、ハガキ、宅配便伝票、病院の診察券、各種会員証、電気・ガス・水道の検針票や請求書、社員証、学生証、各種名簿、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保健の被保険の被保険証（戸籍名裏書）など ※その他のものについてはご相談ください。 |

(6) 子の関係が確認できる書類

- ・ ファミリーシップ（子）に関する届出を行う場合は、子の関係が確認できる戸籍全部証明書（戸籍謄本）が必要です。

- ・届出日から3か月以内に発行されたものに限りです。

③ パートナーシップ・ファミリーシップ届の受理

- ・届出の場所：岡崎市役所 社会文化部多様性社会推進課（東庁舎2階）
- ・予約した日時に必要書類を揃えて、必ず届出するお二人でお越しください。
※届出日に来庁することが難しい場合はご相談ください。
※個室対応も可能ですのでご相談ください。

④ 受理証明書・受理証明カードの受け取り日時の予約

- ・受理証明書及び受理証明カードの受け取り日時を調整します。
- ・受理証明書及び受理証明カードを受け取りに来ることが難しい場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届を来庁により提出された方に限り、郵送します。

【転入予定の方】

① 転入予定者受付票の発行

転入予定者受付票を必要とする場合はお申し出ください。転入予定者受付票の受け取り日時を調整します。

※転入予定者受付票を受け取りに来ることが難しい場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届を来庁により提出された方に限り、郵送します。

② 転入予定者受付票を受け取る

予約した日時に本人確認書類をお持ちの上、多様性社会推進課までお越しください。

③ 転入後、必要書類を提出する

原則として、転入日から14日以内に、転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、転出予定者受付票（交付された方のみ）を添えてパートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届兼再交付申請書（様式第5号）を提出してください。

※本人確認書類で転入後の住所が確認できる場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略できます。

※個室での対応を希望される場合は、電話、FAX又はメールで多様性社会推進課へご連絡ください。

④ 受理証明書・受理証明カードの受け取り日時の予約

- ・受理証明書及び受理証明カードの受け取り日時を調整します。
- ・受理証明書及び受理証明カードを受け取りに来ることが難しい場合は、郵送します。

⑤ 受理証明書・受理証明カードの受け取り

- 予約した日時に本人確認書類をお持ちの上、多様性社会推進課までお越しください。

5 交付書類

受理証明書及び受理証明カードはそれぞれお一人につき1枚ずつお渡しします。
受理証明カードに緊急連絡先を記入することができます。油性ペンを使用するか、ラベルシール等を貼り付けて記入してください。

①受理証明書（A4サイズ）

 第 号

岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書

本人 パートナー
(氏名) _____ 様 (氏名) _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

上記両名から、岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例第10条の2の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を受理したことを証明します。

年 月 日

岡崎市 

【特記事項】

②受理証明書（A4サイズ）

 第 号

岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書

本人 パートナー
(氏名) _____ 様 (氏名) _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

上記両名から、岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例第10条の2の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を受理したことを証明します。

年 月 日

岡崎市 

【特記事項】



6 受理証明書等の変更・再交付・返還

① 届出事項の変更

- ・ 氏名変更や住所変更など届出事項の変更があった場合、変更内容が確認できる書類を添えてパートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届兼再交付申請書（様式第5号）を提出してください。
 - ※住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等を添える場合は、届出日から3か月以内に発行されたものに限りです。
 - ※本人確認書類をお持ちください。
 - ※15歳に達した子を追加する際には、本人の署名が必要となります。
- ・ 届出は原則ご本人様に来庁していただきますが、届出時に来庁できない事情が認められ、かつ、受理証明書等の受け渡し時に来庁できる場合は、郵送による申請もできます。

② 受理証明書等の再交付

- ・ 受理証明書等の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合、パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書等再交付申請書（様式第6号）を提出してください。
 - ※毀損や汚損の場合は、受理証明書等も一緒に提出してください。
 - ※本人確認書類をお持ちください。
- ・ 届出は原則ご本人様に来庁していただきますが、届出時に来庁できない事情が認められ、かつ、受理証明書等の受け渡し時に来庁できる場合は、郵送による申請もできます。

③ 受理証明書等の返還

- ・ パートナーシップの解消や一方が死亡したときなど受理証明書等の返還の必要がある場合は、速やかに受理証明書等を添えてパートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書等返還届（様式第7号）を提出してください。
 - ※本人確認書類をお持ちください。
- ・ 届出は原則ご本人様に来庁していただきますが、届出時に来庁できない事情が認められ、かつ、受理証明書等の受け渡し時に来庁できる場合は、郵送による申請もできます。

【返還の必要がある場合とは】

- 1 パートナーの一方又は双方が規則第3条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - ※パートナーシップを解消し、一方のみが来庁し返還の届出がされた場合は、相手（パートナー）にパートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書等返還届受理連絡通知書（様式第8号）を送付します。
- 2 パートナーの一方が死亡したとき。
- 3 取消事自由に該当するとき。
- 4 その他届出の要件に該当しなくなったとき。

受理証明書等を無効とする場合があります

受理証明書等を返還する必要があると判明した場合で、返還を促したにもかかわらず返還されない、連絡をとることができない等の場合は、受理証明書等を無効とする場合があります。

7 自治体間連携について

岡崎市では、制度を利用している方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、自治体間連携を行っています。パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用されている方が連携自治体間で住所の異動をする場合、簡易な手続で届出をすることができます。（詳細はホームページをご覧ください。）

※転出先の連携自治体の制度要件によっては、利用できない場合があります。利用される際は、転出先の連携自治体の制度要件をご確認ください。

① 岡崎市から連携自治体へ転出するとき

転出先の連携自治体への継続手続により、岡崎市への「パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書等返還届」の提出、及び受理証明書等の返還手続が不要となります。（岡崎市が交付した受理証明書等は転出先の連携自治体へ提出してください。）

② 連携自治体から岡崎市へ転入するとき

岡崎市に継続の届出をしていただくことで、受理証明書等を交付します。継続の届出には、以下の書類の提出が必要となります。

必要書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ届・継続届（様式第1号）
- (2) 転出元の連携自治体が交付した受理証明書等
- (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (4) 本人確認ができるもの
- (5) 通称を使用していることが確認できる書類（該当する場合）
- (6) 子の関係が確認できる書類（該当する場合）

8 よくある質問

Q1 なぜ、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入するのでしょうか。

A1 性的指向や性自認などにかかわらず、誰もがその人らしさを認められ、尊重される社会をつくるために導入するものです。何らかの理由で婚姻届を提出することができず、日常生活において困難を抱えている方の生きづらさが軽減され、さらに性の多様性を尊重する意識が社会的に広がり、性的マイノリティの方への理解が進むことを期待しています。

Q 2 岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は結婚とどう違うのですか。

A 2 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、岡崎市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、法的効力は有しません。また、届出を行うことにより、戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q 3 届出に費用はかかりますか。

A 3 届出や受理証明書等の交付は無料です。ただし、届出の際に必要な戸籍抄本等の要件確認書類の交付手数料は自己負担となります。

Q 4 受理証明書等の交付を受けることでどんなメリットがありますか。

A 4 お二人の関係を形にすることができます。また、この制度に法的効力はありませんが、受理証明書等を提示することで、家族としての利用ができる制度やサービスがあります。市役所の手続きでは、市営住宅の入居申し込みなどの際に提示してください。民間企業では、一部、この受理証明書等を提示して利用できるサービスがありますが、今後は利用できる制度が増えるよう、民間企業に対しても、多様な性への理解を促進する啓発を行っていきます。

Q 5 届出書類は、どこで手に入れることができますか。

A 5 多様性社会推進課（岡崎市役所東庁舎2階）又は市のホームページで入手することができます。

Q 6 なぜ事前に予約や書類の提出が必要なのですか。

A 6 スムーズに届出を受理するため、また、個室での対応が必要かどうかについても確認させていただきたいため、事前予約をお願いしております。

Q 7 郵送やメールでも届出書を提出できますか。

A 7 本人確認と二人の意思を確認させていただきますので、必ず二人でお越しください。やむを得ず、届出時に来庁できない場合は、受理証明書等の交付時に来庁できる方に限り、郵便での届出をすることができます。

Q 8 届出は同性のパートナーとしかできないのですか。

A 8 同性パートナーに限定した制度ではなく、届出の要件を満たしていれば、性的マイノリティの方のほか、事実婚の関係の方でも届出をすることができます。

Q 9 パートナーの一方の住所地が他の自治体であり、その自治体でパートナーシップ制度を利用していますが、岡崎市でも届出はできますか。

A 9 他の自治体に届出したパートナーと同じパートナーであり、かつ岡崎市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の要件をすべて満たしている場合は届出できます。

Q10 岡崎市在住でないと思出をする事ができませんか。

A10 少なくとも二人のうち一人が市内に住所を有しているか、お二人とも市内に住所を有していなくても二人又はどちらか一人が思出の日から1か月以内に市内への転入を予定している場合は、思出をすることができます。

市内への転入を予定している場合は、転出証明書、賃貸借契約書等、その事実を確認することができる書類の提出が必要です。

Q11 転入予定でも思出可能としているのはどうしてですか。

A11 戸籍上同性のお二人がアパートなどの賃貸物件を探す際、借用や契約が困難な場合が少なくありません。そのため、お二人の関係を示す証明書として活用される場合を想定し、転入予定の方も思出可能としています。

Q12 同居していないと思出できませんか？

A12 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約束した関係であることが必要です。

Q13 外国籍でも思出をすることはできますか。

A13 「婚姻要件具備証明書」などにより、独身であることを証する書類又は二人の婚姻関係を証する書類とその日本語訳が必要です。

Q14 思出をする者同士が外国で同性婚をしている場合、思出できませんか。

A14 日本国内では婚姻が成立していませんので、思出することができます。

Q15 養子縁組をしていると思出することができませんか。

A15 民法の定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、思出をする者同士が養子縁組の関係にある場合でも、思出をすることができます。

Q16 通称を使用できますか。

A16 使用することができます。通称を使用する場合でも、受理証明書や受理証明カードの特記事項欄には戸籍上の氏名が記載されます。

Q17 受理証明書等は即日交付されますか。

A17 書類等に不備がなく、要件に適合していることを確認した上で、受理証明書と受理証明カードを作成するため、即日交付はしていません。不備等がない場合は、通常数日で交付することができます。

Q18 氏名や住所が変更したときはどうしたらいいですか。

A18 パートナーシップ・ファミリーシップ届の内容に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。受理証明書の記載事項の変更の場合は、再交付しますので変更の思出時に受理証明書及び受理証明カードの提出が必要となります。

Q19 受理証明書又は受理証明カードの再交付はできますか。

A19 受理証明書又は受理証明カードを紛失、毀損、汚損したときは、再交付の申請ができます。毀損、汚損の場合は、受理証明書又は受理証明カードの提出が必要となります。

Q20 市外に転出する場合、受理証明書等を返還する必要はありますか。

A20 お二人とも市外に転出する場合は、返還の届出をしていただくとともに、受理証明書及び受理証明カードを返還していただきます。

Q21 パートナーが亡くなりましたが、受理証明書等を返還する必要はありますか。

A21 返還の届出をしていただくとともに、受理証明書及び受理証明カードを返還していただきます。

Q22 結婚した場合は受理証明書等を返還しなければならないですか。

A22 届け出たパートナーとは別の方との結婚はもちろんですが、届け出たパートナーとの結婚の場合であっても、届出できる人の要件に該当しないため、返還の届出を行っていただくとともに、受理証明書及び受理証明カードを返還していただきます。

Q23 なりすましや偽装などの悪用をされませんか。

A23 届出を受ける際、独身であることを証明する書類等と、本人確認を行うため身分証明書の提示をいただき、なりすましなどの悪用を防止します。また、偽りその他の不正の手段により受理証明書等の交付を受けた場合は、受理証明書に記載された番号を市ホームページ等で公表します。

Q24 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A24 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Q25 パートナーが外国に居住しています。受理証明は日本での在留資格になりますか。

A25 岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、受理証明書等の交付を通じて、何らかの理由で婚姻届を提出することができないお二人が感じている生きづらさの軽減を図るもので、法的効力は有しません。出入国管理及び難民認定法に定められた在留資格には該当しません。

発行：岡崎市 社会文化部 多様性社会推進課
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL：0564-23-6222
FAX：0564-23-6626

